

都城市お試し滞在制度宿泊費助成事業実施要綱

(趣旨)

第1条 市は、本市に移住し、又は定住することを目的とした活動を実施するために、本市を訪れ、これに伴って市内に所在する宿泊施設を利用する市外住民等に対し、都城市お試し滞在制度宿泊費助成事業（以下「助成事業」という。）として宿泊施設の利用に要する費用の一部を予算の範囲内において助成するものとし、その交付に関しては、都城市補助金等交付規則（平成18年規則第64号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱によるものとする。

(補助対象者等)

第2条 この補助金の交付の対象となる補助対象者等は、次の表のとおりとする。

助成対象者	<p>次の各号のいずれにも該当する者とする（助成対象者が同一住所に居住するものと宿泊した場合は、助成対象者を含む2名までを助成対象とすることができる。）。ただし、本市を訪れる者の親が本市に居住する場合であって、当該訪れる者が当該親の居住する住宅に宿泊できるものである場合を除く。</p> <p>(1) 市外に住所がある者</p> <p>(2) 本市に移住・定住する意思のある者であって、次に掲げるいずれかの活動を行うために本市を訪れるもの</p> <p>ア 市内で住居又は仕事を探す活動</p> <p>イ 市内に移住し、又は就業することを前提として、市内で実施されている体験活動等に参加する活動</p> <p>ウ 市内で就農することを目的とした視察及び体験を行う活動</p> <p>エ 移住活動の一環として、市の文化、歴史並びに風土及び気候を知るための活動</p> <p>オ アからエまでに掲げるもののほか、市長が特に必要と認める活動</p> <p>(3) 滞在期間中に本市の担当者と移住・定住に関</p>
-------	---

	する相談を行う者
宿泊費助成対象施設	(1) 青井岳荘 (2) 観音さくらの里 (バンガロー) (3) かかしの里ゆぽっぽ (4) ラスパタかざき
助成金額	(1) 宿泊費助成対象施設の項第1号、第3号及び第4号に掲げる施設 助成対象者1人1泊当たり宿泊費から2,000円を控除した額 (2) 宿泊費助成対象施設の項第2号に掲げる施設 ア 1人利用の場合 1棟当たり宿泊費から2,000円を控除した額 イ 2人利用の場合 1棟当たり宿泊費から3,000円を控除した額
助成限度回数	1人当たり1回を限度とし、1回の宿泊につき2泊を限度とする。
申請に係る添付書類	(1) 都城市お試し滞在制度宿泊費助成券交付申請書 (様式第1号) (以下「申請書」という。) (2) 現住所を証明できるものの写し (住民票、免許証、保険証等) (同一住所に居住するものも助成対象とする場合は、その者の当該書類も添付すること。) (3) その他関係書類 (宿泊者名簿等)
支払方法	概算払

(補助金の交付申請)

第3条 補助金の交付申請は、市長に対し、市に滞在を開始する予定の日から起算して2週間前までにしなければならない。

(申請取下げの期限)

第4条 規則第7条第1項の規定による期日は、市に滞在を開始する予定の日から起算して3日前までとする。ただし、当該期限日が都城市の休日を定める条例 (平成18年条例第2号) 第2条に規定する休日に当たるときは、その翌日までとする。

(軽易な変更の範囲)

第5条 規則第9条第1項の規定による軽易な変更の範囲は、申請書に記載する補助対象事業の内容の変更とする。

(助成券の交付)

第6条 市長は、第3条の申請があったときは、その内容を審査の上、適当と認めるときは、助成対象者に都城市お試し滞在制度宿泊費助成券(様式第2号。以下「助成券」という。)を交付するものとする。

(助成券の利用)

第7条 助成対象者は、助成対象宿泊施設を利用しようとするときは、前項の助成券を当該施設にチェックインするときに提出しなければならない。

(助成対象活動の報告)

第8条 助成対象者は、第2条に掲げる活動が終了した日から起算して1月以内又は会計年度末のいずれか早い期日までに、都城市お試し滞在制度宿泊費助成事業実績報告書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(費用の請求)

第9条 助成券を受け取った宿泊施設は、都城市お試し滞在制度宿泊施設使用料請求書(様式第4号)に助成券、宿泊費明細書及び助成金計算書を添付し、市長に請求するものとする。

(助成の取消し)

第10条 市長は、助成対象者又は宿泊施設が次の各号のいずれかに該当するときは、助成額の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽の申請をしたとき。
- (2) 前号に掲げる場合のほか、不正の行為があると認められたとき。

(助成額の返還)

第11条 市長は、前項の規定に基づき、助成を取り消した場合においては、期限を定めて当該助成額の返還を請求するものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

(この要綱の失効)

- 2 この要綱は、平成33年3月31日限り、その効力を失う。